

プレジャーボートの指導・監視活動の総括について

令和4年度のプレジャーボート利用のハイシーズン（4月～9月）が終了したが、その結果概要は以下のとおりであった。

1. 実施体制

- 会計年度任用職員B（航行規制水域監視用務）
 - ・週3日勤務 1名
 - ・主に土、日、祝日等休日の監視船による湖上監視・取締業務に従事。必要に応じて陸上監視・取締業務にも従事
- 会計年度任用職員C（琵琶湖レジャー監視、指導補助業務）
 - ・週4日勤務
 - ・4月および10月：2名体制 5月～9月：4名体制で実施
 - ・基本的に陸上監視・取締業務に従事
- 琵琶湖レジャー対策係員
 - ・湖上監視については、係長以下3人の職員が交替で対応
 - ・必要に応じて陸上監視・取締業務や啓発活動に同行。
 - ・執務時間中の苦情申し出への対応
(監視活動のタイミングが合えば、会計年度任用職員に対応を依頼)

2. 実施内容

- 4月～5月
 - ・警察関係（本部地域課、大津北署、高島署、長浜署、米原署、彦根署、近江八幡署）を訪問し、夏季のハイシーズンに向けた協力依頼を行った。
 - ・マリナー事業者を訪問し、啓発活動および各種協力依頼を行った。
 - ・県内各所で啓発看板や幟旗等の設置を行った。
- 5月～9月
 - ・陸上監視は、苦情申し出が多いポイントを中心に箇所を絞って基本的に連日実施した（荒天時を除く。）。
 - ・湖上監視は5月～7月中旬までと9月は日曜日を中心に、7月下旬～8月についてはほぼすべての休日（お盆期間も含む）に実施した。（荒天時を除く。）
 - ・7月17日（日）には、近江舞子付近の湖岸において大津北警察署との合同啓発を実施した。
 - ・プレジャーボート利用者に対して指導等を行い、その際に揚降場所が特定できた場合は、その都度、該当のマリナー事業者に対しても指導や注意喚起を行った。

3. 本年度改善できた点

- 監視船の運航回数を増やした。
R2→R3 33回→38回 R3→R4 38回→40回
- 期間中は、空白日をなくすべく連日監視活動を実施（陸上のみ、あるいは湖上・陸上とも）し、機動性の点で改善が図れた。
- 苦情申し出者やマリナー事業者に対し可能な限り接触し、直接話をするように努めた。

- 監視地点について、これまでは日々固定化した多くの監視ポイントを巡回し、1カ所当たりの監視時間が極めて短かったが、本年度はこれまでの苦情申し出件数等を踏まえて監視箇所数を絞り込み、1箇所あたりの監視時間を長くした。
- 湖上監視において、苦情申し出が多くなる時間帯を考慮し、監視船の運航時間帯をこれまでより約1～1.5時間程度後ろ倒しすることにより、条例違反行為を抑制することができた。
- 湖上監視において、これまでから苦情申し出があったものの監視船での監視活動が全く行えていなかった琵琶湖の最北端付近（長浜市二本松、大浦、菅浦等）において、本年度は複数回監視船で現地へ赴いて監視活動を行い、条例違反やルール違反の未然防止に努めることができた。
- 最もプレジャーボートの利用者が多く、それに伴って苦情申し出も多くなるお盆期間（本年度は8/11（祝）～8/17（水））に、初めて連日監視船を運航した。これにより、複数あった苦情申し出（県警経由）に対して速やかに対応することができた。

4. 成果

- 条例第14条に基づく停止命令の交付件数 6件 ← 過去最多
- 期間中の苦情申し立て件数の減
R3年度 18件 → R4年度 12件
- 期間中の知事への手紙においても、プレジャーボートの航行に関する意見や苦情申し立ては皆無に近かった。
- 大津市木戸については、近隣住民からの苦情申し出が昨年度までは多くあったが、本年度は激減した。これはマリーナ事業者に足繁く通い、良好な関係性が築けたことで、利用客への指導が徹底したためかと思われる。

5. 課題

- 関係機関との合同啓発が十分にできなかった。
→大津北警察署とは実施したが、小型船舶検査機構（違法改造）やPWC安全協会（水上オートバイのマナー啓発）とは実施できなかった。
- 近江舞子付近を中心にした琵琶湖の西側の監視を重点的に行ってきたが、近年、東側（彦根市等）から複数の苦情や航行規制水域への編入要望が出されており、今後、対応していく必要がある。